

## 2023 年度定時株主総会 ライブ配信中に頂いたご質問へのご回答

2023 年度定時株主総会（2024 年 6 月 21 日開催）に際しまして、ライブ配信ウェブサイトから多くのご質問・ご意見を頂戴致しましたこと、お礼申し上げます。

ライブ配信中にお寄せ頂いたご質問のうち、株主の皆さまのご関心が高いと思われる事項についてご回答申し上げます。

### 質問①

ROE/PBR/株価向上策について

### 回答

「中期経営戦略 2024」では ROE 二桁水準を目標として掲げましたが、10%は飽くまで最低限の水準と捉えております。ROE の更なる向上を図るべく、資産・事業の収益性向上による利益拡大、及び適切な資本と負債のバランスの管理を通じた資本最適化に努めてまいります。

また、現時点における収益力だけではなく、当社の中長期的成長を加味した潜在的企業価値を市場にご理解頂けるよう、ステークホルダー対応を一層強化し、当社株価に対する市場の評価を高めたいと考えております。

### 質問②

ローソン事業における KDDI との協業・施策について

### 回答

2024 年 2 月 6 日、当社は、KDDI（株）及び（株）ローソンとの間で、資本業務提携契約を締結いたしました。3 社が提携することで見込まれる効果・シナジーは、新体制始動後に改めて発表の予定ですが、当社グループによる支援に加え、KDDI が持つデジタル技術活用によって、より快適なお客様購買体験ご提供や店舗オペレーション効率化を実現すると共に、Ponta ポイントを軸とした新サービス提供を通じ、ローソンでよりお得なサービスの提供を検討しております。

加えて、お客様のニーズに合わせたリモート接客サービスの提供等、地域のインフラとして、より多くのお客様にローソンを日常的にお使い頂けるよう利便性を高めて参ります。

### 質問③

インド市場の見通しについて

### 回答

インドは昨年中国を抜き世界 1 位の人口となりました。2060 年代まで人口増加が続き、GDP の 6 割を占める個人消費拡大が長期的な経済成長を支える見通しです。また、GDP では英国を抜き世界 5 位となっています。上位中間層拡大による消費市場としての魅力に加え、製造・輸出ハブ体制強化を進める供給基地としての潜在性の高さに注目しています。

斯様な市場認識を踏まえ、内需取り込みと輸出拠点としての活用の両面から、更なる事業拡大に注力しています。現地有力企業との協業も拡充させており、今後も中長期的な視野から、積極的に取り組んでまいります。

#### 質問④

三菱商事のコンプライアンス体制について（内部通報制度含む）

#### 回答

当社は、企業理念である「三綱領」に基づき、「企業行動指針」を定め、法令遵守はもとより、適正かつ公正な事業活動を継続していくための体制づくりに、かねてより取り組んでいます。2000年9月には、「三菱商事役職員行動規範」を制定し、役職員一人ひとりが法令遵守のみならず、社会通念に照らして適切な行動を取ることを徹底し、コンプライアンスを最優先とした取組みを実施しています。また、コンプライアンス・オフィサー制度を導入し、各部門・グループにコンプライアンス・オフィサーを置いて、日常業務におけるコンプライアンスを実践しています。

また、三菱商事全役職員はもとより、子会社の社員のコンプライアンス知識と意識が浸透・徹底するための様々な取組みを実施しており、三菱商事役職員行動規範に関連したeラーニング、コンプライアンス関連セミナー、身近に起こり得る事例を題材に職場単位で話し合うコンプライアンス・ディスカッション、Q&A事例集の展開などを行っております。特に内部通報制度については、三菱商事グループ会社の役職員が利用できる内部通報制度含む様々な窓口を設置の上、窓口担当者向けの研修による品質向上や、社員への周知活動に取り組み、コンプライアンス違反の早期発見に努めています。

当社のコンプライアンスに関する取組の詳細については、[当社ウェブサイト](#)をご参照ください。

#### 質問⑤

自己株式の取得に関する定款変更（旧定款第7条削除）の背景

#### 回答

旧定款第7条（自己の株式の取得）では、自己株式の取得について、取締役会決議によって行うことができる旨規定していました。

今般、新定款第31条（剰余金の配当等）の新設にあたり、同条項の中で、自己株式の取得を含む会社法第459条1項各号に掲げる事項について、取締役会にて決議することができる旨定めることとしたため、重複する旧定款第7条を削除したものです。引き続き、自己株式の取得を取締役会決議によって行うことができる点は、変更ありません。

<新定款 第31条（剰余金の配当等）>

（剰余金の配当等）

第31条 本会社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を、取締役会の決議によって定めることができる。

2 本会社は、毎年3月31日のほか、9月30日その他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。